

第 7 5 号議案

足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区鹿浜いきいき館条例の一部を改正する条例
足立区鹿浜いきいき館条例（平成 2 0 年足立区条例第 6 8 号）の一部
を次のように改正する。

第 4 条第 4 号を削る。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

児童施設の利用時間は、午前 1 0 時から午後 6 時（1 0 月から翌年
3 月までの間は午後 5 時）までとする。ただし、土曜日及び足立区立
学校の管理運営に関する規則（昭和 5 3 年足立区教育委員会規則第 1
0 号）第 3 条第 1 項第 2 号アからウまでに定める休業日に当たる日（休
館日を除く。）の利用時間は、午前 9 時から午後 6 時（1 0 月から翌
年 3 月までの間は午後 5 時）までとする。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

足立区鹿浜いきいき館の児童施設の利用時間を変更する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。